



埼玉県報

第 2729 号
平成 27 年(2015 年)
9 月 8 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県卸売市場審議会規則の一部を改正する規則（農業ビジネス支援課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（共助社会づくり課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 公益事業における争議行為の予告（勤労者福祉課）
- 九郷阿保領用土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 安戸・田宮土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- ヨーネ病患畜の発生（畜産安全課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業の施行認可（市街地整備課）
- さいたま都市計画大宮駅西口第 3 - B 地区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）

規 則

埼玉県卸売市場審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十四号

埼玉県卸売市場審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県卸売市場審議会規則（平成十五年埼玉県規則第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人三郷早稲田ライフサポートネット
- 三 代表者の氏名
古賀 史朗
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県三郷市早稲田七丁目一番地七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の高齢者等が安全で安心して暮らし続けられるまちづくりをめざすため、行政機関、医療機関、民間団体、地域住民等と連携を図りながら地域福祉の増進に寄与し、「地域で支えあい・助け合う住民主体のコミュニティを確立する」ことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本都市創り活動機構
- 三 代表者の氏名
畑 新一郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡小川町みどりが丘三丁目十一番地十九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、都市の活性化、安全なくらしそして伝統を守り地域の人達と協力し知識の向上（習得）と人材の育成を図り社会に貢献することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千三十号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十七年九月五日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
川口市立医療センター	埼玉県川口市大字西新井宿百八十番地	平成三十年九月四日
医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	埼玉県富士見市大字鶴馬千九百六十七番地一	同右
医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	埼玉県入間郡三芳町藤久保九百七十四番三号	同右
医療法人眞幸会草加松原整形外科医院	埼玉県草加市松江二丁目三番地五十	同右
さいたま市民医療センター	埼玉県さいたま市西区大字島根二百九十九番地一	同右
医療法人社団松弘会三愛病院	埼玉県さいたま市桜区田島四丁目三十五番十七号	同右
医療法人刀圭会本川越病院	埼玉県川越市中原町一丁目十二番地の一	同右
帯津三敬病院	埼玉県川越市大字大中居五百四十五番地	同右
社会医療法人至仁会圏央所沢病院	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘四丁目二千六百九十二番地一	同右

<p>埼玉西協同病院</p> <p>社会医療法人財団石心会</p> <p>埼玉石心会病院</p> <p>蓮田病院</p> <p>埼玉よりい病院</p> <p>秩父第一病院</p>	<p>埼玉県所沢市大字中富元下安松分字北新田千八百六十五番地一</p> <p>埼玉県狭山市鶴ノ木一番三十三号</p> <p>埼玉県蓮田市大字根金字大山千六百六十二、一</p> <p>埼玉県大里郡寄居町大字用土三百九十五番地</p> <p>埼玉県秩父市中村町二丁目八番十四号</p>	<p>平成三十年九月四日</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p>
---	--	--

告示

埼玉県告示第千三十一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十七年九月一日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 争議行為を行う労働組合
別表に掲げる労働組合
- 二 事件
職場環境改善要求等の件
- 三 日時
平成二十七年九月十二日午前八時五十分から問題解決に至るまでの期間
- 四 場所
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場
- 五 概要
組合員による争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
国鉄高崎動力車連 帯労働組合	和田山 繁	JR高崎鉄道サ ービス株式会社 籠原事業所	埼玉県深谷市東方下原三千 七百八番地三
国鉄高崎動力車連 帯労働組合	和田山 繁	JR高崎鉄道サ ービス株式会社 熊谷事業所	埼玉県熊谷市筑波二丁目百 十二番地

告示

埼玉県告示第千三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、九郷阿保領用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	清水雅之	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二十九番地十二
同	竹内房夫	本庄市児玉町保木野四百三十二番地一
同	宮部尊太	同 児玉町児玉二千四百九十三番地一
同	竹澤辰男	同 児玉町入浅見七百三番地
同	分須政士	同 児玉町蛭川百八十九番地一
同	新井富夫	同 児玉町上真下四百四十二番地
同	高橋幸雄	同 今井千八百八十八番地一
同	萩原満	同 北堀二百三十四番地
同	杉田康隆	同 四方田百七十八番地
同	富丘昇治	同 児玉郡神川町大字八日市三百四十九番地二
同	岡野光雄	同 同 小浜二百七十一番地
同	荒木武昭	同 同 関口二百三十三番地
同	堀込正義	同 上里町大字大御堂五十二番地
同	柳田文雄	同 同 長浜四百六十三番地
同	金井明人	同 同 五明九百五十六番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	清水雅之	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二十九番地十二
同	榊 富久八郎	同 同 同 二百二十八番地二
同	金井昭平	同 同 上里町大字五明九百五十六番地
同	田島威博	同 本庄市児玉町上真下百五十三番地
同	堀越 登	同 児玉郡神川町大字植竹七百九十四番地
同	門倉秀明	同 本庄市四方田二百九十二番地
同	宮部尊太	同 同 児玉町児玉二千四百九十三番地一
同	山崎正明	同 児玉郡神川町大字小浜五百六十七番地

同	同	同	同	同	同	同
竹	米	清	井	堀	分	高
内	沢	水	上	込	須	橋
房		忠	忠	正	政	幸
夫	清	之	孝	義	士	雄
同	同	同	同	同	同	同
同	本庄市児玉町下真下百五十八番地	児玉郡上里町大字長浜五百三十二番地四	本庄市北堀百八十三番地	児玉郡上里町大字大御堂五十二番地	同 児玉町蛭川百八十九番地一	本庄市今井千百八十八番地一
	同 児玉町保木野四百三十二番地一					

告示

埼玉県告示第千三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、安戸・田宮土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	新井 和夫	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島二千七十五番地二
同	山崎 利一	同 同 才羽二千六十五番地一
同	鈴木 昭男	同 同 佐左エ門六百九十番地
同	秋山 勝彦	同 同 大塚九十七番地
同	篠崎 隆男	同 幸手市大字戸島百十三番地
同	榎原 敏夫	同 春日部市不動院野九十七番地一
監事	赤沼 正夫	同 北葛飾郡杉戸町大字堤根五十三番地
同	田中正俊	同 同 並塚五百八十番地
同	堀江 清吉	同 幸手市大字戸島四百一番地

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	坂齋 忠造	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字遠野五百三十九番地
同	新井 和夫	同 同 本島二千七十五番地二
同	山崎 利一	同 同 才羽二千六十五番地一
同	田中正夫	同 同 大塚二百一番地
同	加藤 初雄	同 幸手市戸島二丁目四十三番地
同	榎原 敏夫	同 春日部市不動院野九十七番地一
監事	鈴木 昭男	同 北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門六百九十番地
同	松原 耕作	同 同 堤根四千四十五番地
同	新井 重夫	同 幸手市大字戸島三百三十八番地

告示

埼玉県告示第千三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上田清司

ヨーネ病 牛	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発 生 年 月 日	処 置
患畜			一頭	上里町	平成二十七年 九月一日	殺処分

告 示

埼玉県告示第千三十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区間
県道	本川越停車場線	埼玉県川越市中原町一丁目一番一 地先から 埼玉県川越市連雀町三番二 地先まで

告 示

埼玉県告示第千三十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―二十三―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県坂戸市末広町二十番二

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百七十七・一二五立方メートル

告 示

埼玉県告示第千三十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称及び住所

三島開発株式会社

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十一番六号

二 事業施行期間

平成二十七年九月八日から

平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一部

四 土地区画整理事業の名称

川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業

五 事務所所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十一番六号

六 施行認可の年月日

平成二十七年九月八日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所及び川島町役場の掲示場に掲示して行うものとする。

告 示

埼玉県告示第千三十八号

さいたま市からさいたま都市計画大宮駅西口第3・B地区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司